

新型コロナウイルス感染拡大に伴う在宅勤務対応の件

2020年4月8日

株式会社 トヨレイバ<sup>®</sup>-コンサルタント  
労働保険事務組合 東洋労働保険協会  
社会保険労務士事務所 トヨレイバ<sup>®</sup>-コンサルタント  
代表 竹尾 伸一

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

4月8日（水）以降の首都圏における新型インフルエンザ対策等特別措置法適用を踏まえ、弊社では従業員の在宅勤務への切り替えを決定いたしましたのでお知らせいたします。  
お客様各位におかれましては、以下対応によってご不便をおかけする側面も発生するとは存じますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【弊社の対応方針 概要】

新型インフルエンザ対策等特別措置法の適用に伴う東京都知事の要請に基づき、原則として4月8日（水）から5月6日（水）の期間において、弊社従業員は原則として在宅勤務への切り替えを行うことといたします。それ以降の対応につきましては、行政の方針に従い適宜判断を行ってまいります。

なお、弊社では普段からクラウド型の手続・給与計算等業務システムを使用しており、今後の在宅勤務期間においても通常どおりの対応が可能です。つきましては当該在宅勤務期間においても今まで通りご委託業務に従事させていただく所存です。

ただし、大変恐縮ですが当該在宅勤務期間における弊社従業員とのご面談・お電話での対応は困難になります。必要に応じて弊社役員が電話対応等を行いますので、何卒ご容赦頂ければ幸いです。

今後も弊社は、行政方針に基づき対応方針を決定し実施してまいります。関係各位ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。